

<一般委託>

横須賀市下水道総合地震対策計画変更業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市下水道総合地震対策計画変更業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙のとおり
2	履行期間	契約の日から令和5年1月31日
3	施行場所	横須賀市小川町11番地
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	「労働安全衛生法」
7	資格要件	<p>本業務履行については、下記の要件を満たすこと。</p> <p>(1)本業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)または上下水道部門(下水道))とし、自社の社員として業務の全般に渡り技術的管理及び照査を行わなければならない。</p> <p>(2)照査技術者は、管理技術者を兼ねることはできない。</p> <p>(3)管理技術者は、中核市(20万人以上)のポンプ場及び終末処理場を有する公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く)における、同種業務(下水道総合地震対策計画策定)の実務経験を有すること。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局 技術部 計画課 下水道計画担当 高橋 046-822-9783

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

横須賀市下水道総合地震対策計画変更業務委託 仕様書

1 業務目的

本市の下水道施設の地震対策は、横須賀市下水道総合地震対策計画（以下「総合地震対策計画」という。）に基づいて事業を行っており、計画期間は令和4年度までとなっている。

一方、令和2年3月に横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編（以下「地域防災計画」という。）を改定し、本市に直接影響を与える想定地震が変更になった。また、令和元年度からは、物流上重要なルートとして国が指定する道路法に基づく重要物流道路及び代替・補完路の下に埋設されている管渠や水管橋なども社会資本整備総合交付金の基幹事業として拡充している。

本業務では、地域防災計画の改定、重要物流道路等の交付要件の拡充及び過年度の地震対策の実績をふまえ、総合地震対策計画の基本方針を見直すとともに、短期計画（令和5年度～令和9年度）に位置付けられた施設の地震対策計画を策定することを目的とする。

2 業務条件

2.1 業務対象

- (1) 対象面積：下水道整備済区域 約 5,985ha
- (2) 対象施設：下水道管路施設約 1,650km、処理場 3 箇所、ポンプ場 19 箇所

2.2 その他特記事項

- (1) 上位計画である地域防災計画、神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月）に基づき、業務を実施する。
- (2) 過年度の総合地震対策計画及び地震対策、津波対策の実施状況に関する資料は発注者より貸与する。
- (3) 総合地震対策計画の策定にあたっては、関係各課（下水道管渠課、下水道施設課等）とも調整を図る。
- (4) 重要な幹線等の抽出や総合地震対策計画図の作成にあたっては、GISソフトを活用する。
- (5) 総合地震対策計画のうち津波浸水対策については、「横須賀市下水道総合地震対策計画変更業務委託 報告書（津波浸水対策変更編）」（平成30年3月）の内容を踏襲する。ただし、津波対策の段階的整備については、過年度の耐津波対策の実施状況を踏まえて整理し、成果品にまとめる。
- (6) 業務期間中に基準等に変更があった場合は、監督員と協議の上、業務を実施する。

3 業務内容

3.1 基礎調査

3.1.1 資料収集・整理

下水道事業に係る以下の資料を収集・整理する。

- (1) 下水道事業の概要、整備状況
- (2) 管路、処理場及びポンプ場の施設情報
- (3) 耐震化対策状況（管路施設、処理場、ポンプ場）
- (4) 防災拠点や避難所などの防災計画関連情報

3.1.2 収集資料の電子データ化

※本業務の対象外とする。

3.1.3 現地調査

収集した資料を補完するために、現地調査により処理場やポンプ場の耐震化対策状況を確認する。

3.2 基本方針の設定

3.2.1 下水道地震対策基本方針の立案

横須賀市総合計画、下水道事業計画、ストックマネジメント計画、耐水化計画等の個別計画、過年度の耐震診断・詳細設計及び耐震化工事の実績を踏まえ、下水道地震対策の基本的な事項の設定を行う。

3.2.2 検討対象地震動の設定

本市地域防災計画に基づき、被害想定において対象とする地震動の設定を行う。

3.3 対象施設の条件整理及び選定

「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」（日本下水道協会）及び「横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編」に基づく「重要な幹線等（特に重要な幹線等、その他の重要な幹線等）」の条件整理を行う。なお、令和元年度からは、物流上重要なルートとして国が指定する道路法に基づく重要物流道路及び代替・補完路の下に埋設されている管きょ等も「下水道総合地震対策計画」に位置付け可能となったことから、対象施設として選定する。

3.4 被害想定

3.4.1 管路施設の被害想定

「下水道の地震対策マニュアル 2014年版」（日本下水道協会）に準拠し、管路施設の被害想定（被害延長・被害額の算出）を行う。

被害想定にあたっては、本計画の対象地震動のうち、本市に影響を及ぼす可能性のある地震を対象とし、「神奈川県地震被害想定調査」（平成27年3月）における震度・液状化マップを参考とする。

3.4.2 処理場・ポンプ場施設の被害想定

「下水道の地震対策マニュアル 2014 年版」（日本下水道協会）に準拠し、耐震補強状況の有無をふまえた上で、処理場及びポンプ場の被害想定（被害額の算出）を行う。

3.5 防災計画の策定

3.5.1 管路施設の防災計画

本市で採用可能な耐震対策手法を過年度の耐震化工事の実績を考慮して整理し、想定される被害状況に応じた防災対策案を抽出・整理する。また、定性的・定量的な優先順位の設定を行った上で、対策の概算事業費の算出、実施時期の整理を行い、段階的整備計画（短期・中期・長期）の立案を行う。

3.5.2 処理場・ポンプ場の防災計画

機能から見た優先順位に基づき、処理場・ポンプ場の防災計画をまとめる。なお、耐震診断済み施設にあつては、同業務にて提案された補強方法を整理し、未診断施設については診断実施の時期などについて整理する。各場内施設の機能に応じた優先順位設定を行い、対策の概算事業費を算出、実施時期の整理を行い、段階的整備計画（短期・中期・長期）の立案を行う。

3.6 減災計画の策定

※本業務の検討対象外とする。

3.7 事業実施効果の検討

防災対策及び減災対策による事業実施効果について、定性的または定量的な評価・検討を行う。

3.8 下水道総合地震対策計画書の作成

段階的整備計画に基づき、緊急（概ね5か年）に達成すべき耐震化対策をまとめた下水道総合地震対策計画を作成する。なお、神奈川県との協議受理を得るための調書、計画説明書及び補足資料の作成も行う。

3.9 報告書の作成

本業務の検討結果を取りまとめ、報告書を作成する。

3.10 打合せ

打合せは、着手時、中間3回、完了時の5回を基本とする。

3.11 照査

業務開始時及び納品前を基本とし、業務実施方針や成果品の内容に関する照査を行う。

表 1 作業項目一覧

	作業項目	作業対象
1. 基礎調査	1-1. 資料収集・整理	●
	1-2. 収集資料の電子データ化	
	1-3. 現地調査	●
2. 基本方針の設定	2-1. 下水道地震対策基本方針の立案	●
	2-2. 検討対象地震動の設定	●
3. 対象施設の条件整理及び選定		●
4. 被害想定	4-1. 管路施設の被害想定	●
	4-2. 処理場・ポンプ場施設の被害想定	●
5. 防災計画の策定	5-1. 管路施設の防災計画	●
	5-2. 処理場・ポンプ場施設の防災計画	●
6. 減災計画の策定	6-1. 管路施設の減災計画	
	6-2. 処理場・ポンプ場施設の減災計画	
7. 事業実施効果の検討		●
8. 下水道総合地震対策計画書の作成		●
9. 報告書の作成		●
10. 打合せ		●
11. 照査		●

※グレーハッチングは対象外業務

4 提出図書

成果品の内容及び提出部数は、以下を予定する。なお、納品前に発注者と協議の上、最終的な成果品の内容及び部数を決定する。

(1) 報告書	A4 版	3 部
(2) 下水道総合地震対策計画書	A4 版	3 部
(3) 打合せ議事録	A4 版	一式
(4) 電子データ (GIS データ含む)	CD-R 等	一式

5 参考図書

本業務では、以下に掲げる仕様書及び最新版図書に準拠する。

- (1) 下水道地震対策緊急整備計画策定の手引き (案) (国土交通省)
- (2) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (日本下水道協会)
- (3) 下水道の地震対策マニュアル (日本下水道協会)
- (4) 大規模地震による被害想定手法及び想定結果の活用方法に関するマニュアル (国土交通省・大規模地震による下水道被害想定検討委員会)
- (5) 下水道施設耐震計算例 管路施設編 (前編・後編) (日本下水道協会)
- (6) 下水道施設耐震計算例 処理場・ポンプ場編 (前編・後編) (日本下水道協会)
- (7) 下水道 BCP 策定マニュアル (地震編) (国土交通省都市・地域整備局下水道部)
- (8) 下水道 BCP 策定マニュアル (地震・津波編) (国土交通省水管理・国土保全局下水道部)
- (9) 下水道地震対策技術検討委員会報告書
- (10) 下水道地震・津波対策技術検討委員会提言
- (11) 下水道の耐震指針類の改定について (中間骨子案) (下水道施設の耐震対策指針等改定調査専門委員会)
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (13) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (14) 下水道計画の手引き (全国建設研修センター)
- (15) 下水道事業の手引き (日本水道新聞社)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。